

# 鳥取県公報

平成 26 年 12 月 26 日(金) 号外第128号

每週火·金曜日発行

			目	次
			P	D.
$\Diamond$	条	例	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (6:	3) (障がい福祉課)・・・・・・3
$\Diamond$	訓		鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令 (11)	
·		•	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

## ------公布された条例のあらまし------

### ◇鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由 健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
  - (1) 一部負担金の額について定めた規定中引用する健康保険法施行令の条項を改める。
  - (2) 施行期日は、平成27年1月1日とする。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付に

あっては、同一の月に同一の保険医療機関において

外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来

給付を除き1日につき530円とする。

### 鳥取県条例第63号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる担定を同表の改正後の欄に掲げる担定に 下線で示すように改正する

次の表の以上前の側に拘りる規定を向表の以上後の側に拘りる規定に、下稼じかりように以上する。 					
改 正 後	改 正 前				
(一部負担金)	(一部負担金)				
第4条 略	第4条 略				
2 略	2 略				
3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療	3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療				
機関ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行	機関ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行				
令(大正15年勅令第243号) <u>第43条第1項第1号ホ</u>	令(大正15年勅令第243号) <u>第43条第1項第1号ハ</u>				
又は第2号ハ若しくは二の規定による認定を受けて	又は第2号ハ若しくは二の規定による認定を受けて				
いる者その他の規則で定める者(第5項に規定する	いる者その他の規則で定める者(第5項に規定する				
者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関にお	者を除く。)が <u>、</u> 同一の月に同一の保険医療機関に				
いて入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の	おいて入院給付を16日以上受けたときの16日目以降				

4~6 略

 $4\sim6$  略

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

付を除き1日につき530円とする。

入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあ

っては、同一の月に同一の保険医療機関において外

来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給

# 訓

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県訓令第11号

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令

<b>局以泉旭11 又青青八別住の一部を以正する訓</b> 申					
鳥取県施行文書書式規程(昭和32年鳥取県訓令第8号)の一部を次のように改正する。					
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する					
改正後	改正前				
(施行文書の種類)	(施行文書の種類)				
	第2条 施行文書の種類は、次の各号に掲げるとお				
りとする。	りとする。				
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略				
(3) 告示 一定の事項を管内一般に公示するも					
の <u>で、番号を付けることを要するもの</u>	一定の事項を管内一般 <u>又はその一部</u> に公示する				
	₹0				
(4) 訓令 知事が所管の機関又は所属の職員に					
対し発する命令で、公表を要するもの	<u>て</u> 所管の機関又は所属の職員に対し発する命令				
	で、公表を要するもの				
(5) 公告 一定の事項を管内一般に公示するも	(5) 公告 一定の事項を管内一般又はその一部				
<u>ので、告示以外の</u> もの	に <u>公表する</u> もの				
(6)・(7) 略	(6)・(7) 略				
(8) 指令 個人又は団体からの申請、願等に対					
して <u>許可、認可等の行政処分をする</u> もの	請、願等に対して <u>指示命令する</u> もの				
(9) 一般文書 行政機関、個人又は団体に対	(9) <u>往復文</u>				
し、通知、照会、協議、回答等を行うもの					
	ア 通達 知事が、所管の機関又は所属の職員				
	に対し職務運営上の細目、法令の解釈、行政				
	運営の方針等を指示し、又は一定の行為を命				
	<u> </u>				
	<u>イ</u> <u>依命通達</u> 補助機関が、知事の命を受けて				
	自己の名で通達するもの				
	ウ 申請 行政機関に対し許可、認可、承認等				
	一定の行為を求めるもの				
	工 進達 経由すべきものとされている申請、				
	願等を上級行政機関に取り次ぐもの				
	オ 副申 進達に当たり、参考意見等を添える				
	<u>ためのもの</u>				

- カ 諮問 諮問機関に対し、法令上定められた 事項について、意見を求めるもの
- キ 通知 特定の相手方に対し、一定の事実又 は意思を知らせるもの
- ク 照会 行政機関、個人又は団体に対し一定 の事項について問い合わせるもの
- ケ 回答 照会、依頼、協議等に対し回答する **もの**
- <u>コ</u> 報告 一定の事実についてその経過を上級 行政機関に対して通達するもの
- (10) 契約書 個人又は団体との合意内容を証す
- (11) 裁決書 不服申立てに対する判断及びその 理由を表示するもの
- (12) 議案 県議会の議決すべき事件について県 議会に提出するもの

(13) その他

ア~ウ 略

工 要望書

<u>オ</u> その他

(施行文書の番号)

- なければならない。
  - (1) 略
- (2) 内訓、一般文書及び裁決書は、電子決裁等 システム(文書規程第2条第9号に規定する電 子決裁等システムをいう。以下同じ。) を利用 して取得した番号によること。ただし、電子メ ール等により施行される県の機関宛ての一般文 書及び知事が別に定める一般文書については、 番号を省略することができる。
- (3) 達及び指令は、県名を冠し、電子決裁等シ ステムを利用して取得した番号によること。
- (4) 証明書は、電子決裁等システムを利用して 取得した番号又は証明書の種類ごとに別に定め る番号によること。

(施行文書の基本形式)

第5条 施行文書の基本形式は、別表のとおりとす 第5条 施行文書の基本形式は、別表のとおりとす る。ただし、電子メール等により施行される県の 機関宛ての一般文書並びに議案及び要望書につい ては、別に定める。

(10) その他 ア~ウ 略

<u>エ</u> その他

(施行文書の番号)

- 第3条 施行文書には次の各号によって番号を付け|第3条 施行文書には次の各号によって番号を付け なければならない。
  - (1) 略
  - (2) 内訓及び往復文は、文書規程第14条第2項 の規定により電子決裁等システム(文書規程第 2条第9号に規定する電子決裁等システムをい う。以下同じ。)を利用して取得した番号によ ること。
  - (3) 達及び指令は、県名を冠し、文書規程第14 条第2項の規定により電子決裁等システムを利 用して取得した番号によること。

(施行文書の基本形式)

る。ただし、電子メール等により施行される県の 機関宛ての往復文については、別に定める。

ı	別表(第5条関係)	別表(第5条関係)	別表(第5条関係)		
	知事の事務部局の施行文書書式	知事の事務部局の施行文書書式	知事の事務部局の施行文書書式		
	目次 第1~第8 略 第9 <u>一般文書</u> 第10 契約書 第11 裁決書	目次 第1~第8 略 第9 <u>往復文</u>			
	1 棄却(却下)する場合				
	<u>2</u> <u>認容する場合</u> <u>第12</u> 略	<b>第10 </b>			
	第1 <sup>2</sup> 略 第1~第8 略	<u>第10</u> 略 第1~第8 略			
	第9 一般文書		<u>\$</u>		
	略 (ア) (カ) を 照 報 語	~(オ) 略       ) 文書の性質       之表す「通知、       3会、報告、依       頁、送付、協       後、回答等」と       己載する。    (ア)~ (カ) 通道  (京) (カ) (京) (京) (カ) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京	帝 (オ) 略 ・ (オ) 連 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
	第10 契約書				
	(ア)     (ア)      契約書     多       ②     の       鳥取県(以下「甲」という。)と(以下「乙」     中	① 「・・売買       契約書」等とそ       ②内容が一見し       ご分かる標題を       ②央に簡潔に記載する。			
	(······) 第1条 ········。 (······) 第2条 ·······。 2 ·······。 2 ·······。 (1) ········				

(2)	
·····)	
第3条	
2	
上記の契約の締結を証する	
ため、本契約書2通を作成	
し、両者記名押印の上、各自	
1 通を保有する。	
3	
年月日	
甲 鳥取市東町一丁目220	
番地	
島取県	
鳥取県知事 氏 名	
<b>局</b> 双尔州尹 八	
(イ)	
(1) Z	(イ) 個人の場合
۵	には、その住所
	及び氏名を記載
	し、法人等の場
	合には、その所
	在地及び名称並
	びに代表者の職
	氏名を記載す
	<u>る。</u>
<u>第11</u> 裁決書	
<u>第11                                   </u>	
(ア)	(ア) 用紙の中央
裁決書	部に書く。
第・・号	中がに事了。
新・・・ ラ 審査請求人 住 所	○ 審査請求人に
	代理人がいる場
処分庁 職 氏 名	合には、代理人
②	の住所及び氏名
上記審査請求人が・・年・	を並記する。
,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	○ 審査庁が処分
・処分に係る審査請求につい	庁である場合
て、次のとおり裁決する。	は、処分庁及び
( <i>P</i> )	「第2 処分庁
主文	の弁明」を削
	り、「第3 当
本件審査請求を棄却する。	庁の判断」を
(ア)	「第2 当庁の

第1 審査請求の趣旨及び理 ○ 審査請求が不

. . . . . . . .

第2 処分庁の弁明

. . . . . . . .

第3 当庁の判断

1 認定事実

. . . . . . . .

2 審査請求の理由につい ての判断

. . . . . . . .

3 結論

以上のとおり・・・処 分に違法又は不当な点は ないと認められるので、 行政不服審査法第40条第 2項の規定により、主文 のとおり裁決する。

・・年・・月・・日 審查庁 鳥取県知事 氏名

### (教示)

本件裁決の取消しの訴え は、この裁決のあったことを 知った日の翌日から起算して 6か月以内に、鳥取県を被告 として(訴訟において、鳥取 県を代表する者は鳥取県知事 となる。)、提起することが できます。なお、裁決があっ たことを知った日から6か月 以内であっても、裁決の日か ら1年を経過すると裁決の取 消しの訴えを提起することは できなくなります。

## 2 認容する場合

(ア)

裁決書 第・・・号

審査請求人 住 所 氏 名

処分庁 職 氏 名

判断」とする。

適法である場合 には、主文を 「本件審査請求 を却下する」と し、「第2 処 分庁の弁明」を 削り、「第3 当庁の判断」を 「第2 当庁の 判断」とする。

○ 参加人がある 場合には、「第 3 参加人の主 張<u></u>を加え、 「第3 当庁の 判断」を「第4 当庁の判断」 とする。

(ア) 用紙の中央 部に書く。

○ 審査請求人に 代理人がいる場 合には、代理人

の住所及び氏名 上記審査請求人が・・年・ を並記する。 ・月・・日付けで提起した・ ○ 審査庁が処分 ・処分に係る審査請求につい 庁である場合 て、次のとおり裁決する。 は、処分庁及び 「第2 処分庁 (ア) 主 文 の弁明」を削 り、「第3 当 庁の判断」を ・・が行った・・処分を取 り消す。(・・に変更す 「第2 当庁の る。) 判断」とする。 (ア) ○ 参加人がある 理 由 場合には、「第 第1 審査請求の趣旨及び理 3 参加人の主 由 張」を加え、 . . . . . . . . 「第3 当庁の 判断」を「第4 第2 処分庁の弁明 . . . . . . . . 当庁の判断し <u>とする。</u> 第3 当庁の判断 1 認定事実 . . . . . . . . 2 審査請求の理由につい ての判断 . . . . . . . . 3 結論 以上のとおり・・・・ 処分は違法(不当)であ ると認められるので、行 政不服審査法第40条第3 項 (第4項・第5項)の 規定により、主文のとお り裁決する。 ・・年・・月・・日 審査庁 鳥取県知事 氏名 第12 略 第10 略

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。
- (鳥取県文書の管理に関する規程の一部改正)
- 2 鳥取県文書の管理に関する規程(平成24年鳥取県訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (施行を要する事案の起案)

第14条 施行を要する事案に係る起案文書を作成する 第14条 施行を要する事案に係る起案文書を作成する ばならない。

(施行を要する事案の起案)

- 場合は、鳥取県施行文書書式規程(昭和32年鳥取県 場合は、鳥取県施行文書書式規程(昭和32年鳥取県 訓令第8号)に従い、施行文書の案を作成しなけれ 訓令第8号)に従い、施行文書の案を作成しなけれ ばならない。
  - 2 鳥取県施行文書書式規程第2条第6号から第9号 までに掲げる施行文書には、起案文書又は施行文書 ごとに電子決裁等システムを利用して取得した番号 を付さなければならない。